

【家賃について】

1 家賃の支払い方法

入居した翌月から家賃は、次のいずれかの方法により毎月末日までに必ずお支払いください。

(1) 口座振替による方法

指定の預金口座から自動的に家賃を引き落とします。

（わざわざ支払いに行く時間が省けますし、うっかり忘れもなくなる大変便利な制度です。
既に約8割の方が利用されていますので是非御利用ください。）

口座振替による納入を希望される場合は、府営住宅管理センターで配布しています「口座振替納付依頼書兼取消依頼書自動払込利用申込書兼廃止届書」（3枚複写）に必要事項などを記入の上、ゆうちょ銀行を含む京都府内の金融機関に納入通知書と印鑑を持参の上、お申し込みください。

- ・ 家賃の引き落とし日は、毎月末日（休日又は土曜日の場合は翌営業日）です。なお、預金残高が不足していると引き落としができませんので、前日までに必ず預金しておいてください。なお、金融機関によっては預金不足の場合、翌月15日に引き落としされます。詳細は、「口座振替のおすすめ」裏面の **記入例** をお読みください。

(2) 納入通知書による方法

府営住宅管理センターから後日配布される納入通知書により、毎月末日までに京都府内の金融機関（ゆうちょ銀行含む）又はコンビニエンスストアでお支払いください。

家賃を3月以上滞納されますと住宅の明渡しを請求することがありますのでご注意ください。

また、連帯保証人のある方の場合、家賃を滞納されますと連帯保証人に対しても、通知や滞納家賃の請求を行います。

2 家賃の減免等

入居者又は同居者が入居後に生じた次のような事情により長期にわたり家賃を納入することが著しく困難であると土木事務所長が認めるときは、家賃の減免等を受けることができます。（具体的な手続等については、団地を管理している府営住宅管理センターに御相談ください。）

- (1) 収入が著しく低額であるとき
- (2) 疾病にかかったとき
- (3) 災害により著しい損害を受けたとき